

○ 戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律（昭和二十八年法律第百八十一号）（第二条関係）

改正案	現行
<p>附則</p> <p>18 軍人又は軍人であつた者の遺族たるによる遺族年金を受ける権利を有する者で、他に同一の事由による公務扶助料を受ける権利を有する者があるものについては、当該公務扶助料が支給される期間、その者に支給する遺族年金の額は、七万二千円（戦傷病者戦没者遺族等援護法第二十四条第一項に規定する配偶者にあつては、十九万三千二百円）とする。ただし、同法第八条の第三項の改定率が<u>上回る場合においては、かかる額のそれぞれ同項の改定率を乗じて得た額を基準として政令で定める額とする。</u></p>	<p>附則</p> <p>18 軍人又は軍人であつた者の遺族たるによる遺族年金を受ける権利を有する者で、他に同一の事由による公務扶助料を受ける権利を有する者があるものについては、当該公務扶助料が支給される期間、その者に支給する遺族年金の額は、七万二千円（戦傷病者戦没者遺族等援護法第二十四条第一項に規定する配偶者にあつては、十九万三千二百円）とする。</p>

改正案	現行
<p>附則</p> <p>（遺族年金の支給の特例）</p> <p>第八条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 第一項の規定により遺族年金を受ける権利を有するに至つた者に支給する遺族年金の額は、他に同一の事由による公務扶助料が支給される期間、七万二千円（遺族援護法第二十三条第一項第二号に掲げる遺族に支給するものであるときは、五万六千四百円）とする。ただし、遺族援護法第八条の三第一項の改正率が一を上回る場合においては、この改正率を乗じて得た額を基準として政府が定める額とする。</p>	<p>附則</p> <p>（遺族年金の支給の特例）</p> <p>第八条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 第一項の規定により遺族年金を受ける権利を有するに至つた者に支給する遺族年金の額は、他に同一の事由による公務扶助料が支給される期間、七万二千円（遺族援護法第二十三条第一項第二号に掲げる遺族に支給するものであるときは、五万六千円）とする。</p>